

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年二月三日法律第一号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。